

機構主催（1）区分研修会（必須 A、必須 B）について

一般社団法人臨床発達心理士認定運営機構は、キャリアラダーに基づき、2018年度資格取得者から、原則として資格取得後の最初の5年間で、資格更新に必要な必修研修会「必須 A（必修）」を2ポイント、そのうち倫理研修会を1ポイント、一般研修会「必須 B（一般）」を2ポイント受講することを求めています。これら必須4ポイントを含む合計12ポイントが資格更新時には必要となっています。

「必須 A（必修）」は、「（1）区分研修・必修研修」で、機構が開催する必修研修会です。臨床発達心理士として、最低限身につけておきたい知識として、以下の4つの観点を学ぶことを重視しています。

第一に倫理観の重要性についてです。臨床発達心理士として活動する上で、臨床現場並びに研究の場において倫理的判断力、倫理的ジレンマに対する理解は、専門職として、要支援者への信頼性を確保するために不可欠です。

第二に発達の理論と専門性についてです。臨床発達心理士として発達の観点をもって支援を行うという専門性の理解を深め実践的な能力を磨くことを目指します。

第三に関係機関との協同・連携を図ることです。臨床現場では、要支援者や家族の多様なニーズに対応する必要があります。さまざまな状況に適応できる力を育成します。

第四に臨床発達心理士として必要な関係法令や制度について最新の情報を学ぶことです。臨床発達心理士としての社会的な責任を果たすために不可欠な知識です。

以上の観点にもとづき、2025年1月現在「倫理研修会」、「発達の理論と支援の基礎」、「ハラスメント研修」、「法律知識」を指定しています。

これらは臨床発達心理士が示すキャリアラダーの「臨床発達心理士として身につけたい専門性」に該当しています。

これらに加えて、第五として、対人援助職の臨床発達心理士がどのように自分のキャリアを形成していくかを考えることも重要です。そこで2023年度から、スーパーバイザー資格認定委員会では一般の臨床発達心理士に向けてキャリア形成をテーマとした研修会を開催しています。

「必須 B（一般）」とは、機構が主催する「（1）区分研修会」のうち、より専門的な実践能力の向上を目指しており、臨床現場で直面する複雑なケースへの対処能力を養成することが主な目的です。2024年度は「アセスメント研修」、「災害研修」が「必須 B（一般）」として開催されました。この他に機構が研修等で協定を結んでいる関連団体との共催企画「公認心理師の会年次総会」、「発達心理学会シンポジウム」も「必須 B（一般）」研修です。

なお、承認団体である日本臨床発達心理士会が開催する研修会は「（2）区分研修会」と呼ばれますが、資格更新のためのポイントとしては「必須 B（一般）」に含まれます。こちらは主に臨床発達心理士としてより専門的な実践能力の向上を目指して開催されています。日本臨床発達心理士会では全国研修会、支部が開催する地域性の高い研修会、毎年行われる全国大会などがあります。